

「違法伐採対策に関する自主的行動規範」

一般社団法人日本家具産業振興会

日本政府は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達
の木材関連部分の対象を「合法性、持続可能性が証明された木材・木製品」とすることとした。

これを踏まえ、一般社団法人日本家具産業振興会（以下日家振という）は、ここに違法伐採対策
に関する自主的行動規範を設け、公表する。

1. 合法性等の証明された木材・木製品の普及の促進

日家振は会員事業者が合法性等の証明された木材・木製品の供給の促進に努力するようその
普及促進に向かい全力を傾倒して指導する。

2. 合法性等の証明のための事業者の認定

林野庁が策定、公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に
示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法（団体認定方式）に
関連して、「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施規定」を別途定め会員事業者の
認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

3. 他団体との連携

日家振は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及び環境NGO等との連
携を図る。

4. 情報の公開

日家振は、本規定に基づく取り組み状況の概要を公表する。

制定 平成 18 年 8 月 8 日